

平成 30 年
第 6 回南九州市農業委員会 議事録

1. 日 時 平成 30 年 6 月 28 日 (木) 午後 2 時～

2. 場 所 穎娃保健センター

3. 出席委員(16 人)

会長 1 番 寶代 行廣・
会長職務代理 2 番 今市 範男
委員 3 番 栗ヶ窪 和治 5 番 宮原 耕一
6 番 東 鈴子 7 番 田中 司 8 番 君野 潤二
9 番 松村 孝徳 10 番 吉崎 久男 11 番 菊永 多佳子
13 番 徳永 映子 14 番 松永 正美
16 番 永山 明美 17 番 梶山 俊孝
19 番 大隣 初美 20 番 月野 貴大

4. 欠席委員(4 人)

4 番 下之門 信洋 12 番 宮原 俊郎 15 番 東垂水 勝秀
18 番 栢木 いさ子

推進委員

奥菌 克年・上野 康久 鮫島 正一. 出席委員(17 人)

5. 議 題

- 開会の宣告
- 会長諸般の報告
- 事務局長諸般の報告
- 日程第 1 会議録署名委員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 議案審議に係る通知事案について
- 日程第 4 農業経営改善計画認定者の報告について
- 日程第 5 議案第 33 号 農業振興地域整備変更計画書(案)の意見決定について
- 日程第 6 議案第 34 号 農地法第 3 条許可申請に対する許可について
- 日程第 7 議案第 35 号 農地法第 4 条許可申請に対する許可並びに意見聴取決定について
- 日程第 8 議案第 36 号 農地法第 5 条許可申請に対する許可並びに意見聴取決定について
- 日程第 9 議案第 37 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計

画に対する意見決定について

- 日程第 10 議案第 38 号 入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律による入会林野整備計画に対する意見決定について
- 日程第 11 農業委員の南九州市総合計画審議会委員の推薦について
- 日程第 12 その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 芝原 和己

農政係長 加治佐和彦 係員 松元 久美 中村 信介

農地係長 塗木 芳浩 係員 川畑 和成 橋村 将平

7. 会議の概要

開 会 午後 2 時

事務局長 定刻になりましたのでご起立願います。

「一同 礼」

ご着席願います。

議 長 それでは、出席確認を行います。下之門 委員・宮原俊郎 委員・東垂水 委員・柘木委員から一身上の都合により、欠席届が提出されております。ただいまの出席人員は 16 名で、会議の定足数に達しております。

これより平成 30 年第 6 回南九州市農業委員会を開会いたします。

議 長 まず会長諸般の報告でございますが、議案資料の 77 頁をご覧くださいと思います。(諸般の報告をおこなう)

議 長 続きまして事務局諸般の報告に移ります。事務局長の報告を求めます。

事務局長 諸般報告をおこなう。

議 長 只今の、会長・事務局長諸般の報告に対しまして、質問、ご意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議長 ないようでございますので、これより本日の会議を開きます。会議に先立ちお願いをいたします。会議録作成に必要でございますので、質疑、意見等発言を求める委員は、挙手の上、自分の議席番号を言ってから発言してください。

議長 日程第1会議録署名委員の指名をおこないます。会議録署名委員は会議規則第19条第2項の規定によ8番 君野 委員，9番 松村 委員を指名し，会議書記に加治佐農政係長を指名いたします。

議長 日程第2 会期決定の件を議題に供します。
お諮りします。本会議の会期は，本日6月28日の1日間としたいと思いますが，ご異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。
したがって，会期は本日限りの1日間とすることに決定しました。

議長 続きまして，日程第3議案審議に係る通知事案について，事務局の説明を求めます。

農地係長 それでは，議案審議に関する農地法第18条第6項及び農用地利用集積計画並びに，議案審議に関しない農用地利用集積計画の合意解約について説明いたします。3件からになります。今回，農地法第18条第6項による通知事案は2件の合意解約がなされました。内容は，賃貸人が穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん，賃借人は穎娃町〇〇の〇〇〇〇の申し入れです。解約の主導は，すべて貸人主導によるものとなっております。地目の内訳は，田が1筆の256㎡，畑が10筆の9,247㎡で，穎娃地域2件となっております。続きまして，農用地利用集積計画による通知事案ですが，6件の合意解約がなされました。内容は，賃貸人が穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん，賃借人は穎娃町〇〇の〇〇〇〇の申し入れです。解約の主導は，貸し人主導によるものが5件，借り人主導によるものが1件となっております。地目ごとの内訳は，畑が8筆7,634㎡となります。地域別では，穎娃地域3件，知覧地域1件，川辺地域1件となっております。以上でございます。

議長 只今の事案について，質疑はありますか。

委員 「なし」の声あり

議 長 質疑なしと認めます。只今の案件につきましては、あくまでも通知事案でございますので、ご了承いただきたいと思います。

議 長 続きまして、日程第4農業経営改善計画認定者の報告についてを議題とします。事務局に説明を求めます。

農政係長 それでは、資料は9頁からになります。今回新規で認定されたのは3件です。再認定が9件あります。

まず、穎娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。これまで妻と二人で7.25haのお茶の経営を行ってきたが、後継者の経営参加に伴い、規模の拡大・機械の導入・農地の集積を図り経営の安定と省力化に努めたい考えです。

経営改善目標を達成するために、農業委員会による優良農地の幹旋や経営管理、生産方式の合理化を図るとともに制度資金を活用し農業用機械の購入を行いたい考えです。

次に、穎娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。これまで〇〇・〇〇地域を中心に甘藷9.5ha・人参2.3haの経営を行ってきたが、今回法人化したのを機に農地の借入、圃場の連担化、機械の導入等経営規模拡大を図り経営の安定と省力化に努めたい考えです。

経営改善目標を達成するために、農業委員会による優良農地の幹旋や生産方式の合理化を図るとともに制度資金を活用し農業用機械の購入を行いたい考えです。

次に、枕崎市の〇〇〇〇さんです。現在3名で13haの農地で甘しょ、里芋、人参を栽培していますが、さらなる規模の拡大と機械の導入、農地の連担化、優良品種への転換等を図り、経営の安定と省力化に努めたい考えです。

経営改善目標を達成するために、農業委員会による優良農地の幹旋や経営管理・生産方式の合理化に努めるとともに、農業制度資金の活用を希望しておられます。

議 長 只今事務局から報告のありました件について質問はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問なしと認めます。只今の案件につきましても、あくまでも報告事案でございますのでご了承いただきたいと思います。

議 長 次に、日程第5議案第33号農業振興地域整備変更計画書（案）の意見決定についてを議題といたします。まずもって現地調査員の報告をお願いいたします。まず農用地区域への編入と除外について梶山委員お願いします。

梶山委員

農業振興地域整備変更計画書（案）について報告いたします。

13 号、審議番号1番です。申請人は、枕崎市茅野町の〇〇〇〇さんです。申請地は、知覧町〇〇他6筆で、山林5,127㎡宅地5,251.65㎡雑種地152㎡の計10,530.65㎡です。申請人は、養豚業を営んでおりますが豚舎の建っている申請地が、農用地区域外であるため農用地区域へ編入するものです。申請地は、知覧庁舎から〇〇に〇〇kmの〇〇集落の南側付近に位置します。詳細は、議案資料の14・15号をご覧ください。申請地は、農用地区域の外周部に隣接しており農地の集団化が図られ作業の効率化も見込まれることから、農用地区域内への編入については特に問題はないと判断しました。

次に、審議番号2番です。申請人は、いちき串木野市の〇〇〇〇さんです。申請地は、知覧町〇〇〇〇、山林の3,097㎡です。申請地は、知覧庁舎から〇〇に〇〇kmの〇〇集落の南側付近に位置します。申請地は、日照条件が良く太陽光発電に適していることから、申請地を譲り受けて太陽光発電施設を設置し、土地の有効活用を図るため、農用地区域から除外をするものです。詳細は、議案資料の16・17号の地図をご覧ください。申請地は、農用地区域内にありますが、他の農地には耕作道路が確保されているため、集団化及び作業効率への支障はなく、用排水路等にも支障を及ぼす恐れもないものと判断しました。代替地についても検討しましたが、適当な土地が見つからなかったとのことでした。このことから、農用地区域からの除外については、やむをえないものと判断しました。

議 長

次に今市委員をお願いします。

今市委員

13号、審議番号3番です。申請人は、知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請地は、知覧町〇〇、畑の451㎡です。申請地は、知覧庁舎から〇〇に〇〇kmの〇〇集落に位置します。詳細は、議案資料の18・19号をご覧ください。申請地は、農用地区域内にありますが、他の農地には耕作道路が確保されているため、集団化及び作業効率への支障はないものと判断しました。代替地についても検討しましたが、適当な土地が見つからなかったとのことでした。このことから、農用地区域内からの除外については、やむをえないものと判断しました。現地調査の報告を終わります。

議 長

ここで事務局に補足がありましたら説明を求めます。

農地係長

補足説明いたします。審議番号1番から3番ともに、内容については、現地調査員の説明のありましたとおりでございます。農業振興地域の変更条件には、代替地の検討、農地の集団化・作業効率への影響、用排水路への影響、土地改良事業等の有無について検討することとなっています。代替地の検討、農地の集団化・作業効

率への影響等については、現地調査委員から報告があったとおりでございます。また、土地改良事業等については、全案件実施されていません。このことから、1番の農業用施設用地への編入と、2番3番の農用地からの除外は、やむを得ないものと判断するところです。以上で、補足説明を終わります。ご審議方宜しくお願い致します。

議 長 只今、現地調査員の報告並びに事務局から説明のありました案件について、審議をお願いします。

議 長 質問、ご意見はございませんか。

菊永委員 1番の案件ですが、農用地区域内への編入という事についてはよく解るのですが、14頁の地図を見ていただくとよく解るのですが、私のところにも環境的なことで相談があったり、問い合わせがあったことがあります。そこで集落、住宅から何キロだったら施設が出来る、又は拡大できるという基準があれば教えてほしいのと、ここで解らないのであればどこに聞きに行けば良いのか教えていただければ助かります。

事務局長 今回のこの件は、すでにここにある施設の用地を農業用施設用地という事で、農業振興地域に組み込むという事ではありますが、今ありました畜舎等を建設する場合には、畜産課の方に畜産環境保全意見書の提出を求めているようになっておりますので、新たに豚舎、牛舎、鶏舎等の施設を造る場合、確か飼う数にも設定があったかと思いますが、そういう形で周囲に環境上悪影響を及ぼすことは無いという意見書を付ける必要があったかと思えます。尚、詳しいことについては畜産課の方にお問い合わせくさればと思えます。

議 長 他に質問、ご意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、ご意見がありませんので、採決いたします。
議案第33号 農業振興地域整備変更計画書(案)については、申請理由からしてやむを得ない変更として適当意見とすることにご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第 33 号については、申請どおり適当意見とすることに決定いたします。

議 長 次に、日程第 6 議案第 34 号 農地法第 3 条許可申請に対する許可についてを議題とします。事務局に提案説明を求めます。

農地係長 それでは、農地法第 3 条の規定による農地等の権利移動の許可申請に対する許可についてご説明申し上げます。21 号からになります。今回の申請は、所有権移転 9 件になります。所有権移転について、譲渡人は穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人は穎娃町〇〇の〇〇〇〇の申請であります。内訳は、田が 2 筆で 474 m²、畑が 28 筆で 32,067 m²、合計 30 筆 32,541 m²となっています。理由は、1 番・2 番・4 番・9 番が規模拡大、3 番が叔父から、6 番が父からの受贈、5 番は破産手続開始決定に基づく任意売却、7 番・8 番が相手方の要望となっております。土地の取引価格につきましては、10a あたり、田が 78,916 円から 91,743 円で、畑が 78,916 円から 800,291 円で売買される予定です。地域別では、穎娃 7 件、川辺 2 件でございます。次に条件付賃貸借権設定について、貸人は知覧町〇〇の〇〇〇〇さん他 1 名、借人は知覧町〇〇の〇〇〇〇の申請であります。内訳は畑が 4 筆で 8,838 m²となっています。今回の申請は、農地所有適格法人以外の法人が規模拡大に伴う賃貸借権を設定するため、農地法第 3 条第 4 項の規定に基づき農政課へ意見を求めたところ、33 号の回答を得ました。また、法第 3 条第 2 項各号の判断については、25～30 号の調査書のとおりでございます。以上の案件については、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、事務局としましては、許可要件のすべてを満たしていると判断いたします。以上で、説明を終わります。ご審議方宜しくお願い致します。

議 長 只今、事務局から説明のありました案件について審議をお願いします。質問、ご意見はございませんか。

吉崎委員 審議番号 5 番の案件ですが夫婦間の受け渡しですが、抵当権の解除はなされていると思うのですが、ちなみにこの〇〇番地と〇〇番地の譲渡単価を教えてください。

事務局長 裁判所からの通知では総額しか表示されておりませんので、1 筆ごとの価格は解りません。

吉崎委員 総額はおいくらですか。

事務局長 総額で1,520,000円です。

吉崎委員 それでは1反当あたり幾らになりますか。

事務局長 78,916円になります。

議長 他に質問、ご意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問、ご意見がありませんので、採決いたします。
議案第34号 農地法第3条許可申請に対する許可については、全案件について申請どおり許可することにご異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。
よって、議案第34号 農地法第3条許可申請に対する許可については、全案件については、申請どおり許可することに決定いたします。

議長 次に、日程第7議案第35号 農地法第4条許可申請に対する許可並びに意見聴取決定についてを議題といたします。まず、現地調査員の報告を求めます。
先ず、今市委員お願いします。

今市委員 4条について報告いたします。35号、審議番号1番です。申請人及び申請農地については、先ほど述べましたので省略します。申請地は、自己所有地であり、電気設備工事を開業したことから、倉庫兼作業場を建築しようとするものです。詳細は、議案資料の36・37号をご覧ください。申請地の東側と北側と西側は畑に、南側は道路に接しています。現状のままで土砂等が流出する恐れはなく、日照・通風等については、影響を及ぼす恐れはありません。このことから倉庫兼作業場への転用は、やむを得ないものと判断いたしました。現地調査の報告を終わります。

議長 ここで、事務局に補足がありましたら説明を求めます。

農地係長 4条の補足説明いたします。審議番号1番です。立地基準ですが、周囲に10ha以上の集団性があり、生産性が高いため第1種農地と判断されますが、申請地周

辺には概ね 50m以内に 3戸以上の住宅が連担しているため、第 1 種農地の中で不許可の例外である「集落接続施設」と判断されます。現状はすでに整地されおり始末書も添付されているところです。許可後の速やかな転用も確実であると思われます。このことから、倉庫兼作業場への転用はやむを得ないと判断するところです。以上で、説明を終わります。ご審議方宜しくお願い致します。

議 長 只今現地調査員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について審議をお願いします。質問、ご意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、ご意見がありませんので、採決いたします。
議案第 35 号 農地法第 4 条申請に対する許可並びに諮問決定に係る案件については、申請どおり許可し、県農業会議へ意見聴取することにご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。
よって議案第 35 号に係る案件については、申請どおり許可し、県農業会議へ意見聴取することに決定されました。

議 長 次に、日程第 8 議案第 36 号 農地法第 5 条許可申請に対する許可並びに意見聴取決定についてを議題といたしますが、まずもって現地調査員のご報告をお願いします。まず、所有権移転の 5 件の報告をお願いします。まず①②番について粟ヶ窪委員をお願いします。

粟ヶ窪委員 所有権移転の審議番号 1 番、2 番について報告いたします。
39 号、審議番号 1 番です。譲受人が、穎娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。譲渡人が、兵庫県神戸市の〇〇〇〇さんです。申請地は、穎娃町〇〇、畑の 707 m²です。譲受人は、譲渡人が遠方在住により十分な管理ができないため、申請地を譲り受て山林として管理しようとするものです。申請地は、穎娃庁舎から〇〇に〇〇 km の〇〇集落に位置します。詳細は、議案資料の 41・42 号をご覧ください。申請地の周囲は山林に接しているため被害等の影響を及ぼす恐れはありません。このことから、山林への転用は、やむを得ないものと判断いたしました。

次に、審議番号 2 番です。譲受人が、穎娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。譲渡人が、鹿児島市田上の〇〇〇〇さんです。申請地は、穎娃町〇〇、畑の 373 m²です。

譲受人は現在、借家住まいであるが住居が手狭になってきたことから、申請地を譲り受けて、一般住宅を建築しようとするものです。申請地は、穎娃庁舎から〇〇に〇〇kmの〇〇集落に位置します。詳細は、議案資料の43・44頁をご覧ください。申請地の北側は道路に、南側は畑に、西側と東側は宅地に接しています。現状のままで利用し、周囲には既設ブロック塀が設置されているので土砂流出等の恐れはなく、雨水はため枡を設け水路に放流し、汚水・生活雑排水は浄化槽で処理して水路へ放流し、日照・通風等については緩衝地を設けるので影響を及ぼす恐れはありません。このことから、一般住宅への転用は、やむを得ないものと判断いたしました。

議 長 次は今市委員お願いします。

今市委員 39頁、審議番号3番です。譲受人が、川辺町〇〇の〇〇〇〇さんです。譲渡人が、山口県宇部市の〇〇〇〇さんです。申請地は、川辺町〇〇、田の388㎡です。申請人が役員を務める農産加工物会社の従業員駐車場を所有しておらず、申請地を譲り受けて、従業員及び会社用車両の駐車場として確保しようとするものです。申請地は、川辺庁舎から〇〇に〇〇kmの〇〇集落に位置します。詳細は、議案資料の45・46頁の地図をご覧ください。申請地の北側は道路に、西側は畑に、東側と南側は田に接しています。盛土を40cm程度行い、隣接地境界はブロック積を設置するので土砂流出等の恐れはなく、雨水は北側水路へ自然放流し、日照・通風等については影響を及ぼす恐れはありません。このことから、駐車場への転用は、やむを得ないものと判断いたしました。

現地調査の報告を終わります。

議 長 次に、宮原耕一委員お願いします。

宮原耕委員 40頁、審議番号4番です。譲受人が、知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。譲渡人が、長崎県諫早市の〇〇〇〇さんです。申請地は、知覧町〇〇、畑の545㎡です。譲渡人は、遠方在住により十分な管理ができないため手放したく、譲受人は申請地を譲り受けて車庫兼倉庫を建築し残りは駐車場として管理しようとするものです。申請地は、知覧庁舎から〇〇に〇〇kmの〇〇集落に位置します。詳細は、議案資料の47・48頁の地図をご覧ください。申請地の北側と東側は宅地に、南側は畑に、西側は道路に接しています。現状のままで利用するので土砂流出等の恐れはなく、雨水は水路へ放流し、日照・通風等については緩衝地を設けるので影響を及ぼす恐れはありません。このことから、駐車場及び車庫兼倉庫への転用は、やむを得ないものと判断いたしました。

次に審議番号5番です。譲受人が、知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。譲渡人が、

知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請地は、知覧町〇〇の一部で、畑の396㎡です。譲受人は現在、借家住まいで手狭になってきたことから、申請地を譲り受けて、一般住宅を建築しようとするものです。申請地は、知覧庁舎から〇〇に〇〇kmの〇〇集落に位置します。詳細は、議案資料の49～51頁の地図をご覧ください。申請地の南側は道路に、西側と東側及び北側の残地は畑に接しています。現状のままで利用し、境界にはブロック塀を設置するので土砂流出等の恐れはなく、雨水は溜桝を設け側溝へ放流し、汚水・生活雑排水は下水道へ放流し、日照・通風等については緩衝地を設けるので影響を及ぼす恐れはありません。このことから、一般住宅への転用は、やむを得ないものと判断いたしました。現地調査の報告を終わります。

議 長 ここで、事務局に補足がありましたら説明を求めます。

農地係長 所有権移転の審議番号1番から5番を補足説明いたします。
審議番号1番です。立地基準ですが、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当することから、「第2種農地」の「その他の農地」と判断されます。現状はすでに植林され約53年が経過し山林となっており始末書も添付されているところです。許可後の速やかな転用も確実であると思われれます。このことから、山林への転用はやむを得ないと判断するところです。

次に、審議番号2番です。立地基準ですが、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当することから、「第2種農地」の「その他の農地」と判断されます。一般基準の資力及び信用ですが、申請者は過去に違反転用等を行ったことが無く、必要な資金については全額自己資金でまかなう計画で、申請書に添付されました書類で確認ができていますので適当であると考えます。関係行政庁の許認可等については、特に必要ありません。許可後の速やかな転用も確実であると思われれます。このことから、一般住宅への転用はやむを得ないと判断するところです。

次に、審議番号3番です。立地基準ですが、周囲に10ha以上の集団性があり、生産性が高いため第1種農地と判断されますが、申請地周辺には概ね50m以内に3戸以上の住宅が連担しているため、第1種農地の中で不許可の例外である「集落接続施設」と判断されます。関係行政庁の許認可等については、特に必要ありません。許可後の速やかな転用も確実であると思われれます。このことから、駐車場への転用はやむを得ないと判断するところです。

次に、審議番号4番です。立地基準ですが、中山間地域等に存在する

農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当することから、「第2種農地」の「その他の農地」と判断されます。関係行政庁の許認可等については、特に必要ありません。許可後の速やかな転用も確実であると思われます。このことから、駐車場及び車庫兼倉庫への転用はやむを得ないと判断するところです。

次に、審議番号5番です。立地基準ですが、周囲に10ha以上の集団性があり、生産性が高いため第1種農地と判断されますが、申請地周辺には概ね50m以内に3戸以上の住宅が連担しているため、第1種農地の中で不許可の例外である「集落接続施設」と判断されます。関係行政庁の許認可等については、特に必要ありません。許可後の速やかな転用も確実であると思われます。このことから、一般住宅への転用はやむを得ないと判断するところです。

議 長 只今現地調査員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について審議をお願いします。

質問、ご意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、ご意見がありませんので、採決いたします。

議案第36号 農地法第5条申請に対する許可並びに諮問決定に係る案件については、申請どおり許可し、県農業会議へ意見聴取することにご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。

よって議案第36号に係る案件については、申請どおり許可し、県農業会議へ意見聴取することに決定されました。

議 長 次に、日程第9議案第37号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項及び20条2の規定による農用地利用集積計画に対する意見決定についてを議題といたします。事務局に提案説明を求めます。

農地係長 農業経営基盤強化促進法 第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の意見決定について説明いたします。54号からになります。先ず「所有権移転」についてですが、譲渡人は、穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人は穎娃町〇〇の〇〇〇〇他11件であります。理由は全て規模拡大によるものとなっております。地目の内訳

は田が1筆の805㎡、畑が17筆の33,839㎡であります。申請農地の取引価格については、10a当り、350,000円～1,201,581円で売買される予定です。地域別では、穎娃7件、知覧4件、川辺1件となっています。

次に、「賃貸借利用権」の設定であります。57ヶからになります。利用権を設定する者は、宮崎県宮崎市の〇〇〇〇さん、利用権の設定を受ける者は、穎娃町〇〇の〇〇〇〇ほか40件になります。設定面積は、田が24筆で16,122㎡、畑が38筆で48,825㎡の合計62筆の64,947㎡になります。地域別では、穎娃が13件、知覧が6件、川辺が22件、合計41件となっております。

次に、「賃貸借利用権の転貸」であります。64ヶからになります。利用権を転貸する者は、〇〇〇〇、利用権の転貸を受ける者は、川辺町〇〇の〇〇〇〇さん他1件であります。設定面積は、田が7筆5,689㎡で、川辺地域2件です。

次に「使用貸借権設定」の設定であります。66ヶからになります。利用権を設定する者は、穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん、利用権の設定を受ける者は、鹿児島市の〇〇〇〇他14件になります。設定面積は、田が11筆の6,597㎡、畑が34筆の59,978㎡で合計45筆、66,575㎡になります。地域別では、穎娃8件、知覧2件、川辺5件、合計15件となっております。以上、全ての案件について利用集積計画を確認しましたところ、その内容は基本構想に適合し、その農用地の全てにおいて耕作又は養畜の事業を行い、また事業に必要な農作業に常時従事し、その土地を効率的に利用することが認められ、併せて当該土地に権利を有する者の全ての同意が得られていることを確認いたしました。以上で説明を終わります。ご審議方宜しくお願い致します。

議 長 只今説明のありました案件について審議をお願いいたしますが、所有権移転の10番については菊永委員が、使用貸借権の設定の5番・6番については粟ヶ窪委員が議事参与の制限に該当しますので、まず該当者のいない案件について、全委員で審議いたします。

質問、ご意見はございませんか。

今市委員 所有権移転の件で54ヶですが、先ほど土地の価格を35万円から120万円と説明されましたが120万円というのはどのような案件ですか。

事務局長 120万円の案件は、7番の案件でございます。これにつきましては、以前〇〇さんと、〇〇〇〇が取引の交渉をされていて名義がなかなか変わらずに今回入会林野整備事業で〇〇さんの方に名義が変わったという事で、正式に取引を行ったと、で最初に話のあった時の価格が120万円だったと伺っています。

議 長 他に質問、ご意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問、ご意見がありませんので、採決いたします。

議案第37号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に係る案件の内、所有権移転の10番を除く11件と賃貸借利用権設定の全案件と賃借利用権の転貸しの全案件並びに使用貸借利用権の設定の審議番号5番6番を除く13件については、申請どおり適当意見とすることに、ご異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。

よって案第37号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に係る案件の内、所有権移転の10番を除く11件と賃貸借利用権設定の全案件と賃借利用権の転貸しの全案件並びに使用貸借利用権の設定の審議番号5・6番を除く13件については、申請どおり適当意見とすることに決定しました。

議長 引き続き、議案第37号のうち、議事参与の制限に該当する案件について審議を行います。菊永 委員 栗ヶ窪委員にお諮りします議事の進行上、議事参与の制限に該当する案件については、一括して議事を進行したいところであり、ご異議ございませんか。

関係委員 「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。

それでは、議事参与の制限に該当する案件について審議を行いますので、関係委員の退室を求めます。の退室を求めます。

(菊永 委員 栗ヶ窪 委員 退室)

議長 これより、質疑を行います。質問、ご意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質疑がございませんので、採決いたします。

議案第37号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の内、所有権移転の番号10番と使用貸借権の設定の番号5番6番については、申請どおり適当意見とすることにご異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。よって、議案 37 号の内、議事参与の制限に該当する案件については申請どおり適当意見とすることに決定いたします。菊永委員 栗ヶ窪委員の入室を許可いたします。

(菊永 委員 栗ヶ窪委員 入室)

議長 関係委員に報告いたします。議案第 37 号農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画のうち、議事参与の制限に該当する案件については申請どおり適当意見することに決定されました。

議長 次に、日程第 10 議案第 38 号 入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律による入会林野整備計画に対する意見決定についてを議題とします。事務局に提案説明を求めます。

農地係長 議案第 38 号について説明いたします。資料は、72 頁になります。併せまして、〇〇入会林野整備組合から提出された入会林野整備計画書を呈示してありますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。入会林野整備事業につきましては、昭和 41 年に施行された「入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律」が根拠です。この法律は、入会権を消滅させ、所有権に置き換えることで土地の所有者を明確にし、売買等を可能にし、積極的に土地を利用させることにより、農林業を発展させることを目的に始められたものです。

あくまでも、農林業振興のための事業でありますので、新しく所有権を有する方が農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないか判断する必要があります。従来農地法第 3 条で、農地を農地として取得する場合と同じ手続きが必要となります。これらを踏まえまして、〇〇入会林野整備組合組合長 〇〇〇〇さんから提出された整備計画の審査をお願いしたいところです。この組合は全体計画で、関係者数 54 名、筆数 451 筆の 718,408 m²で、うち農地に関する部分が、関係者数 31 名、筆数 92 筆の 96,695 m² (田 9 筆 4,913 m², 畑 54 筆 55,688 m², 樹園地 29 筆 36,094 m²)であります。

この事業が推進されますと、現所有者の名義となり、農地の流動化の妨げとなっている他人名義の農地がいくらかでも解消され、所有権移転や貸借権設定等による利用集積が進むものと期待しています。以上で、説明を終わります。ご審議方宜しくお願い致します。

議 長 只今事務局から説明のありました案件について審議をお願いしますが、その前に〇〇入会林野整備組合から出された計画書がありますので、委員の皆様、暫く資料を見て下さい。併せて 15 時 25 分まで休憩とします。

議 長 それでは、審議を再開します。〇〇入会林野整備事業に係る質問、ご意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、ご意見がありませんので、採決いたします。
議案第 38 号入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律による入会林野整備計画に対する意見決定については、適当意見とすることにご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。
よって、議案第 38 号については、申請どおり適当意見とすることに決定いたします。

議 長 次に、日程第 11 農業委員の南九州市総合計画審議会委員の推薦についてを議題とします。事務局に説明を求めます。

農政係長 日程第 11 について説明いたします。73 号農業委員の南九州市総合計画審議会委員の推薦について去る 6 月 15 日企画課より依頼がありました。基本的には委員の中の誰でも良いのですが、農業委員会では、この役職については今まで会長にお願いしておりましたので、今回も寶代 会長を推薦したいと考えておりますが、協議をお願いいたします。

議 長 只今事務局から説明のありました案件について協議をお願いします。

議 長 質問、ご意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議長 質問、ご意見がありませんので、採決いたします。
農業委員からの南九州市総合計画審議会委員の推薦については、会長を推薦するというところでよろしいでしょうか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。
よって、日程第11 南九州市総合計画審議会委員の推薦については、会長を推薦するというところで企画課企画係へ報告いたします。

議長 次に、日程第12 その他でございますが、委員の方々から何かございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 無いようでございますが、事務局は何かございませんか

事務局長 今後の日程について連絡する。

議長 只今の件について、ご質問はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 他にございませんか。

議長 「なし」の声あり

議長 無いようでございますので、以上で本日の総会に付議されました全案件の審議は終了いたしました。

議長 これにて本日の会議を閉じ、併せて平成30年第6回南九州市農業委員会を閉会いたします。ご起立願います。

事務局長 「一同 礼」

閉会 午後 4時00分

南九州市農業委員会会議規則第19条第2項の規定により署名する。

南九州市農業委員会議長 _____

会議録署名委員 8番 _____

会議録署名委員 9番 _____